

ワシントン条約第7条第6項に基づく研究施設の登録制度について（案）

平成30年9月12日

経済産業省貿易経済協力局

貿易管理部野生動植物貿易審査室

1. 背景・経緯

経済産業省は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」（以下、「条約」という。）の管理当局として、絶滅のおそれがあり保護が必要とされる同条約附属書に掲載される野生動植物につき、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づく貿易管理（輸出入の承認）を行っている。

条約第7条第6項では、野生動植物の科学研究を推奨する観点から、政府の管理当局により登録された研究施設間において、非商業目的で、政府が発給・承認したラベルを付した野生動植物の標本（①さく葉標本その他の保存され、乾燥され又は包埋された博物館用の標本、②生きている植物）の贈与や交換等が行われる場合、条約の規制の手続きが免除できる旨規定する。

条約第7条第6項に基づく免除措置に関しては、学術研究目的で輸入される貨物の目的外使用や転売等の不正行為防止策の観点から、導入する環境にはないと判断されていた（各締約国が条約の規定より厳しい措置を独自に講じることが、条約第14条により認められている）が、我が国の研究施設が同条項に基づく科学施設の登録を行わないことによる不利益や事務負担が増大していることが指摘されている。

また、世界では72か国で研究施設が登録されており、先進国では制度が導入されている状況である。

このため、野生動植物の科学研究を推進する観点から、輸出入管理や研究機関等の有識者の知見を得つつ、関係省庁とも連携し、外為法に基づく貿易管理措置の下、条約第7条第6項に基づく免除制度を導入し、当該制度に基づき発給されたラベルが付された標本等については、条約で求められる輸出許可書等を要しないこととするため、以下のとおり必要な検討を行う。

2. 対象標本の範囲

本制度による対象標本の範囲は、条約第7条第6項及び決議11.15の規定に基づく以下のものに限定する。条約事務局が認めない範囲の標本については、当該制度は活用できない。

- ・ さく葉標本 (Herbarium Specimens) (例：押し葉標本)
- ・ 保存された博物館標本 (Preserved Museum Specimens)
(例：個体のホルマリン漬け、アルコール漬け)
- ・ 乾燥させた博物館標本 (Dried Museum Specimens)
(例：剥製、昆虫標本、骨格標本)
- ・ 包埋された博物館標本 (Embedded Museum Specimens)
(例：アクリル樹脂封入標本、プレパラート標本)
- ・ 冷凍された博物館標本 (Frozen Museum Specimens)
(例：凍結保存されている組織標本)
- ・ 生きた植物体 (Live Plant Material)
(例：生きた植物個体、生の状態の植物の一部、種子（果実）、球根、むかご)

(参考) ワシントン条約第7条第6項

「第3条から第5条までの規定は、管理当局が発給し又は承認したラベルの付されたさく葉標本その他の保存され、乾燥され又は包埋された博物館用の標本及び当該ラベルの付された生きている植物が、管理当局に登録されている科学者又は科学施設の間で商業的目的以外の目的の下に貸与され、贈与され又は交換される場合には適用しない。」

(参考) 決議 11.15

「v この免除は、博物館用の冷凍標本、複製さく葉標本、その他第7条第6項に挙げられている全ての種類の科学標本に適用され、これにはある国で合法的に採取され、非商業的貸与、贈与又は交換を目的として別の国に輸送されるものが含まれる。」

3. 研究施設の登録手続き

本制度の趣旨が、野生動植物の科学研究（分類学及び種の保存に関する研究）の推進であることに鑑み、条約関連決議に定める標本の管理能力を有し、分類学や種の保存に関する学術研究のために野生動植物の標本の非商業的目的での贈与や交換等を行い、標本を用いて研究を行う研究施設を対象とする。

(1) 研究施設の登録申請

①対象となる研究施設の要件

登録対象機関は、申請時点で、分類学や種の保存に関する学術研究のために国内外で野生動植物の標本の贈与や交換等を行い、標本を用いて研究を行って

いる非商業目的の機関とする。具体的には、大学法人（国立、公立、私立）、国立研究開発法人、博物館法に基づく登録博物館、博物館相当施設等とする。

②申請に際して明らかにする具体的項目

研究施設登録基準を定めるワシントン条約決議 11.15 に基づき、以下の A から I の項目を申請する（原文は別添 1 参照）。経済産業省は、各項目への適否に対する回答及びその根拠、該当項目を明示した資料の添付を、必要に応じ申請者に求める。

また、研究施設が保有する標本数、人員を含む研究体制、研究予算等の概要説明資料（パンフレット等での代替可）を提出させ、機関としての本制度への適合性の立証を求める。

なお、提出書類の内容の真正性を担保するため、申請に際して施設長の宣誓を行う（予め申請書に記載された宣誓に署名捺印する）。

A. 動植物標本の所蔵品及びそれらの附属記録は恒常的に所蔵され、専門の者が管理しているか。

→所蔵品及び附属記録の保存・管理の方法（保存・管理施設の概要、学芸員の氏名を含む）を記載し、管理施設の概要が把握できる写真を添付する。

B. 所蔵標本は、他の施設の者を含む、標本を扱うのに適した全ての研究者が利用可能であるか。

→標本の情報管理の方法、外部の研究者が当該情報にアクセスする方法を記載する。標本の利用規約等がある場合は、それを提出する。

C. 追加された所蔵品は、恒常的な目録に適切に記録されるか。

→追加所蔵品に関する情報の記録方法を記載する。種の学名、数量、輸出入国、輸出入の時期、標本に付される標本 ID は記録する。

（目録一例）

学名	数量	輸入元	追加時期	標本 ID	

D. 他の施設への貸与・譲渡の記録は、恒常的な目録に記録されるか。

→国内外の他の施設への貸与・譲渡の記録方法を記載する。種の学名、数量、貸出先、貸出時期、返却時期は記録する。

【上記の「他の施設」は、国内外の登録研究施設に限るのか、未登録施設も含むのかを確認する。】

（目録一例）

学名	数量	貸出先	貸出・譲渡日	返却日	

- E. 標本は、主として科学刊行物等で報告される研究のために取得されるか。
→当該科学施設の分類学または種の保存に関するこれまでの研究実績（論文発表状況、文部科学省の科研費の助成実績等）、今後の計画内容・見通し等を記載する。
- F. 標本の有効性を保証する方法で標本が作製され、所蔵品が配置されているか。
→標本の作製・整理方法（標本ごとに分類された保管棚の設置等）を記載するとともに、標本室の図面を提出する。
- G. 標本ラベル、恒常的な目録及びその他の記録について、正確なデータが保持されるか。
→標本ラベル及び目録等の記載情報の管理方法を記載する。
- H. 標本の取得及び所有が、我が国の法律を遵守して行われるか。
→本制度の活用による標本の輸出入の際、別途規定する法令上の手続きに従って輸出入を行うことにより、本項目を満たすものとする。
- I. 附属書 I 掲載種の標本は、施設が直接管理しており、研究目的以外の利用を排除しているか。
→附属書 I 掲載種の標本の保存管理の方法を記載する。

（２）登録の適否に関する審査及び審査後の措置

審査は、一次審査及び二次審査の二段階に分けて実施する。

一次審査は、経済産業省が行う書面審査である。申請は四半期を単位として受け付け、上記記載の外形的要件及び登録基準を充足しているか否かを、添付資料の見分を含めて総合的に判断する。

一次審査で要件を具備する旨判断された場合は、二次審査を行う。二次審査では、予め設置された助言機関である審査会に申請者の回答内容及び提出資料を提供し、その適否につき助言を依頼する。審査会は関係省庁を含む有識者10名前後で構成されるが、申請施設等の利害関係者はその都度審査から除外する。委員は3年を任期として経済産業省が着任の前年度に任命し、再任を妨げない。

審査会による審査は書面審査または会議の開催により行い、標本管理の遂行能力等の確認のため必要と判断した場合は、申請施設の現地調査を実施する。

審査会は所定の審査を終えた後に経済産業省に対して助言を行うこととし、経済産業省は当該助言を踏まえ、概ね3か月以内を目途として、研究施設としての登録の可否を決定する。

登録が決定した場合、同省はその旨公表するとともに、登録研究施設に対し施設番号を付与する。同時に、ワシントン条約事務局に対し、登録研究施設の名称等を事務局ホームページへ掲載するよう依頼する。

（３）登録の有効期間及び更新手続き

①有効期間

学術研究に必要な標本の収集に一定の期間を要すること、及び他の主要国の制度運用状況も踏まえ【他国の事例は今後調査】、研究施設登録の有効期間は3年間とする。

ただし、標本等の商業利用など、本制度に基づき登録研究施設が行った輸出入が本制度の趣旨に明白に違背する場合や、登録研究施設としての年次報告（下記（４）①参照）を怠った場合には、有効期限内でも、一定の手続きを経て登録を取り消す。登録研究施設の取消しを行った場合は、経済産業省は審査会に報告する。

②更新手続き

更新手続きは、上記２（２）の登録申請時と同様の文書の提出により行う。更新の審査は、年次報告の内容も考慮しつつ経済産業省が書面審査のみで行うことを基本とするが、必要な場合には審査会の助言を得る。

4. 登録研究施設の責務

（１）標本移動に関する年次報告

登録研究施設は、本制度の下で行った標本の取引について以下の内容を経済産業省が作成するフォーマットに記載し、毎年●月末までに同省に報告する。

記載項目：学名、標本の種類、数量、輸出先、輸入元

（２）学術研究実績に関する報告

登録研究施設は、登録制度を活用して取得した標本を対象に行った研究の状況または実績を、有効期間満了前までに経済産業省に報告する。

報告対象は、当該標本の今後の活用計画または構想、研究報告、実際に公表された論文等の写し、論文掲載サイトのURL等とする。

5. 輸出入に係る手続き

（１）ラベルの表示内容

他の主要国が使用しているラベル例も踏まえ、ワシントン条約決議 11.15 に記載された要件を充足するラベルのフォーマットを、経済産業省が登録研究施設に提示する。

（参考）決議 11.15

「標本の輸送に使用する容器には、管理当局が発給又は承認したラベルが付されていなければならない」という要件は、税関申告ラベルの利用を認めることにより満たされることとする。

このラベルには以下の事項が記載されなければならない。

- ①CITES という略称
- ②標本の種別（さく葉標本、保存・乾燥・包埋された標本、生きた植物の別）
- ③輸出機関の名称及び住所、登録された科学施設の担当者の署名
- ④輸出及び輸入機関のコード」

（２）ラベルの発給手続き

以下の案１・案２のいずれとするか。

・案１：登録された研究施設は、提示されたフォーマットに従い、目的に適合した標本の輸出入の際にラベルを自ら発行し、経済産業省から付与された研究施設登録番号等の必要事項をラベルに明記するとともに、通し番号を付す。通し番号には、経済産業省が付与する登録研究施設固有の記号を付す。

・案２：経済産業省が、登録された研究施設に対してラベルを発行する。

（３）輸出入時の税関との連携【税関と調整中】

登録研究施設は、標本の輸出入を行う際にその都度【経済産業省野生動植物貿易審査室（及び／または）管轄内の税関事務所に対して】、右輸出入に係るラベルの写しをメールにて送付する。

（４）制度の適正な運用

本制度の目的外使用を防止するとともに、いかなる行為が本制度の趣旨に反するのかを職員に対して明確にするため、研究施設は、【経済産業省が策定するモデル規定を参考として】利用規約ないしコンプライアンス規定を策定する。

また、研究施設は、登録申請に際して、施設長及び申請責任者のみならず、実際に標本を取り扱う取扱者の役職氏名を経済産業省に登録し、当該被登録者が人事異動や退職等でその資格を喪失したり、新たに登録対象となった者を指名した場合には、【その都度／四半期ごとに／毎年度の始めに】経済産業省に当該変更内容を通報する。

(参考) ワシントン条約決議 11.15 (抜粋)

vi) the standards for registration of scientific institutions should be as follows: A. collections of animal or plant specimens, and records ancillary to them, permanently housed and professionally curated; B. specimens accessible to all qualified users, including those from other institutions; C. all accessions properly recorded in a permanent catalogue; D. permanent records maintained for loans and transfers to other institutions; E. specimens acquired primarily for purposes of research that is to be reported in scientific publications; F. specimens prepared and collections arranged in a manner that ensures their utility; G. accurate data maintained on specimen labels, permanent catalogues and other records; H. acquisition and possession of specimens accord with the laws of the State in which the scientific institution is located; and I. all specimens of species included in Appendix I permanently and centrally housed under the direct control of the scientific institution, and managed in a manner to preclude the use of such specimens for decoration, trophies or other purposes incompatible with the principles of the Convention;	vi) 科学施設の登録基準は次のとおりとする。 A. 動物又は植物標本のコレクション、及びそれに付随する記録は、恒常的に保管し、専門家が管理する。 B. 他の機関の者も含め、資格を備えた全ての利用者にとって、標本が利用可能である。 C. 全ての追加所蔵品が、恒久的な目録に適切に記録される。 D. 他の施設への貸与及び移動が恒常的な目録に記録される。 E. 主として研究の目的で標本が取得されており、それが科学的な出版物に報告される。 F. その有用性を保証するような方法で標本が作成され、かつ所蔵品が配置される。 G. 標本ラベル、恒常的な目録及びその他の記録について、正確なデータが維持される。 H. 標本の取得並びに所有が、その科学施設が所在する国の法律に準拠して行われる。 I. 附属書 I 掲載種の全標本が、科学施設の直接の規制のもとで恒常的かつ集中的に所蔵され、そのような標本が、条約の原則と矛盾する装飾、トロフィー又はその他の目的での使用さを排除するような方法で管理される。
---	--